

1. 空き家台帳の見直し

旧 空き家台帳	新 空き家台帳
【調査実施年度・調査内容】 H29年度に実施。課税台帳及び水道開栓状況を基に全戸調査、現地確認を実施。 【危険度判定の考え方】 <u>目視により管理状況や老朽度を確認し、危険度を判定</u> 【判定区分】 A：管理に問題がない B：管理が行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能 C：倒壊等の可能性は低いが、現況のままの利用は困難 D：倒壊・崩壊の可能性が高い	【調査実施年度・調査内容】 R6年度に実施。課税台帳及び水道開栓状況を基に全戸調査、現地確認を実施。 なお、台帳は毎年更新し、新たな空き家も把握する。 【危険度判定の考え方】 <u>住居建築年及び空き家歴で危険度を判定</u> 【判定区分】 A：新耐震基準で空き家歴5年未満 ⇒ <u>賃貸物件や売買物件として利用</u> 59 件 B：新耐震基準で空き家歴5年以上 ⇒ <u>比較的小規模な修繕で利用可能</u> 79 件 C：旧耐震基準 ⇒ <u>ランクが上がるほど除却等の対応が必要</u> C1：空き家歴5年未満かつ建築年が昭和40年以降 146 件 C2：空き家歴25年未満かつ建築年が昭和30年以降 276 件 C3：空き家歴25年以上又は建築年が昭和30年より前 34 件 (C3は政策推進課による現地調査を年1回実施) D：危険と判断したもの ⇒ <u>早期な除却等の対応が必要</u> 27 件 (Dは消防による現地調査を年1回実施) 合計 621 件

見直し

アドバイスを反映

2. 空家等除却事業補助金の拡充

一般型	新築型	商業型
拡充	拡充	新規
居住用住宅等を解体し、更地にするもの	居住用住宅等を解体し更地にした後、2年以内に住宅を新築するもの	空き店舗や賃貸住宅を解体し、更地にするもの
【補助率】 1/2 ⇒ 2/3	【補助率】 4/5	【補助率】 1/2
【補助金額】 不良住宅：最大50 万円 ⇒ 80 万円	【補助金額】 最大100 万円 ⇒ 130 万円	【補助金額】 不良住宅：最大 50 万円
準不良住宅：最大25 万円 ⇒ 40 万円		準不良住宅：最大 25 万円

3. 空家等対策特別措置法の改正（令和5年12月施行）

管理不全空家等に対する措置	緊急代執行制度
放置すれば特定空家等に該当するおそれ大きいものを管理不全空家等とする。 指導と勧告ができ、勧告を受けた敷地は住宅用地特例が適用されなくなる。	緊急に安全を確保する必要があるような場合は、勧告された特定空家等については、命令等の一部の手続を経ずに市区町村長が代執行できる。